

令和 年 月 日

木質バイオマス証明

石狩市森林組合 様

受注者名：

住 所：

下記の物件はすべて、以下のとおりであることを証明します。

記

1 部品名： 剪定枝 ・ 葉付き剪定枝 ・ 幹材 ・ 根株 ・ その他 ()
※該当物に または

2 当該バイオマスの発生場所： _____

3 樹種： _____

4 数量： 枝条・タンコロ _____ t
伐根（根株） _____ t
長材 _____ m³

以上

『別記1』

石狩市森林組合への伐採木等売払いについて

(1) 事前協議について

- ・ 工事着手前に、石狩市森林組合へ事前協議の連絡をすること。
- ・ 事前協議は現地で行うことを原則とし、伐採木等の搬出時期、搬出量、堆積場所等について協議すること。（持込の場合は、この限りではない。）
- ・ 木質バイオマス証明を作成し、石狩市森林組合へ提出すること。

(2) 伐採木等について

- ・ 伐採木等は、下記①、②、③、④に分けて工事現場内に堆積すること。
 - ① 枝条・タンコロ：幹端材または枝条。土は極力除くこと。**釘・金属は、取り除くこと。**
 - ② 根株：土は極力除くこと。**釘・金属は、取り除くこと。**
 - ③ 長材：末口直径6.0cmから50cm未満、材長2.4mの幹材。
 - ④ 長材：末口直径50cm以上、材長2.0mの幹材。（2m以下はタンコロ扱い）
- ・ 売払い1件の最低量は、11tダンプ1台を目安とする。（①、②：4～5t程度、③、④：20m3程度のいずれかを満たすこと。）
- ・ 上記最低量を下回り、石狩森林組合へ運搬する場合は、受入れ条件等の詳細について事前に石狩市森林組合と協議すること。
（持込の連絡は平日の遅くとも2日前まで、当日の持込は不可）

(3) 手続き等について

- ・ **回収する直前の写真を撮影**し、石狩市森林組合へ提出すること。
幹材の場合、はい積み後にスケールを当て たて・よこ・奥行きの計測
→材積を採れるように撮影（材積が採れていない場合は、買取業者で計測）
枝条・タンコロ（2.0m以下の長材）と根株は分けて、それぞれ写真撮影
（少量であれば、積込後でもよい）
- ・ その他詳細については石狩市森林組合と協議すること。